

大雪農業災害特別対策事業（復旧支援補助金） 受付を開始いたします

1 申請受付期間

令和7年6月23日（月）～ 令和7年7月31日（木）

2 事業概要

【事業対象となるための要件】

本事業の活用により、営農を継続する意向である農業者等

【事業内容】

1 施設の復旧（被覆資材、附帯設備を含む）

県 1/3	市町村 1/3	農業者 1/3
-------	---------	---------

- 栽培出荷を目的として設置されているパイプハウスや、果樹棚など、農業用栽培施設の復旧（修繕・再建）に係る経費（資材費及び施工費）を補助します。
- 耐用年数を超過した施設及び被覆資材、附帯設備も支援の対象とします。

2 施設の撤去

県 1/2	市町村・農業者 1/2
-------	----------------

- 栽培出荷を目的として設置されているパイプハウスや、果樹棚など、倒壊した農業用栽培施設の撤去経費を補助します。
- その他営農上不可欠である施設の撤去にかかる経費を補助します。
なお、営農上不可欠な施設の条件は上記1と同様になります。
- 補助金額は、「対象施設の面積（ m^2 ）×助成単価（パイプハウスの場合は $290\text{円}/\text{m}^2$ ）×1/2」とします。

3 農産物の再生産に必要な種苗等の購入

県 1/3	市町村 1/3	農業者 1/3
-------	---------	---------

- 被害農作物等と同じ次作用種苗等及び代替農作物等の種苗等の購入経費を補助します。

3 申請時の留意点

- (1) 対象とする災害
本事業の対象とする災害は、
令和7年2月4日からの大雪によりに発生した雪害とします。
- (2) 復旧等の着手日について
発災日以降の着手を可とします。すでに復旧している施設も可です。
- (3) 復旧する施設の規格・規模の変更
規格・規模の変更は可としますが、原形復旧を超える範囲の費用については、自己負担とします。
なお、今後、同様の被害を受けないために、この機会に十分な規格（パイプ径）での復旧も御検討ください。
(自己負担額の算出のため、実施する内容の見積書と、
原形復旧した場合の見積書をそれぞれ2社以上準備してください)
- (4) 課税事業者である場合は税控除後の事業費が対象となります。
- (5) 施設復旧の場合には施設共済、収入保険等への加入が必須です。

4 必要書類

- (1) 申請書（実績報告書）・計画書
村ホームページからダウンロード又は役場窓口に用意しております。
- (2) 被災状況等の記録写真（印刷したもの）※撮影があれば
 - ① 被災箇所や程度がわかる写真
(全損・部分損壊の状況、附帯設備の壊れた状況等)
 - ② 復旧施設や附帯設備等の規格・能力が分かる写真（印刷したもの）
※撮影があれば（型式プレートやパイプ径等）
- (3) 被災し復旧したハウスの場所と間口や延長がわかる資料（メモで可）
- (4) 復旧等に係る経費の見積書
(2社分、規格変更の場合には変更分も同様に2社分)
- (5) 課税事業者であることがわかる資料（確定申告書の写し）
- (6) 施設共済、収入保険加入がわかる資料（加入済みの場合）

5 お問い合わせ・申請受付先

昭和村役場 産業建設課 産業係（五十嵐・渡部）

TEL : 0241-57-2117 E-mail : sangyou@showavill.jp